



嘉島町産後ケア事業のお知らせ



産後ケア事業とは、産後のお母さんのところとからだに寄り添い、赤ちゃんの健やかな成長を願い、お母さんが穏やかな気持ちで育児ができるように支援する事業のことです。

利用できる方

嘉島町に住民票があり、出産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃん（流産や死産を経験した方を含む）

- 出産後の体調に不安があり、休養が必要な方
- 育児に不安があり、身近に相談できる人がいない方
- 家族等から十分な育児・家事などの支援が受けられない方 など

※ただし、お母さん、赤ちゃんともに医療行為を必要とする方、感染症にかかっている方を除きます。

内容

利用方法	訪問型	日帰り型		宿泊型
		短時間型	長時間型	
内容	自宅等に助産師が訪問	利用施設に通所		利用施設に宿泊
ケア内容	①お母さんの体のケア及び保健指導、栄養指導 ②お母さんの心のケア ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア等） ④沐浴、抱っこ、オムツ交換など育児手技についての指導及び相談 ⑤その他必要な保健指導及び相談			
利用期間	出産後1年未満 ※利用施設によって異なります。			
利用時間	2時間型 （2時間以内）	3時間型 （3時間以内）	5時間型 （3時間を超えて5時間以内）	利用時間については、 施設に問い合わせください
利用上限	訪問型と日帰り型合わせて5回以内			5泊以内
利用者負担金	課税世帯 1,000円／1回 非課税世帯 500円／1回 生活保護世帯 0円／1回		課税世帯 3,000円／1回 非課税世帯 1,500円／1回 生活保護世帯 0円／1回	課税世帯 7,000円／1泊 非課税世帯 2,000円／1泊 生活保護世帯 0円／1泊

※食事代、駐車場代、おむつ代、ミルク代は別途必要となる施設があります。

産後ケア事業利用の流れ

① 妊娠届出時に利用カードを受け取る。

転入された方や利用カードを紛失された方、利用カードをお持ちでない方は町民保険課保健係に窓口申請または嘉島町のホームページにある申請フォーム（logo フォーム）から申請してください。申請後に本カードを交付または送付します。

② 利用したい施設へ直接予約をする。

利用したい施設へご自身で直接申し込んでください。その際、日程や持ち物などを確認してください。

③ 予約された日時にケアを受ける。

利用カード、母子健康手帳、その他必要な持ち物などをご持参ください。

④ 利用施設へ利用料を支払う。

利用者負担金は当日、利用施設へお支払いください。

実施施設

実施施設や連絡先等に関しては町のホームページでご確認ください。

実施施設ご利用時の注意事項

- ・キャンセルの場合は、早めに実施施設に連絡をしてください。キャンセル料金は、施設に直接お問い合わせください。
- ・予約や空室の状況により希望通りの利用ができない場合がありますので、ご了承ください。



【問い合わせ先】

〒861-3192 嘉島町大字上島 530
嘉島町町民保険課保健係
(電話) 237-2574